

弁護士法人福岡法律事務所

代表弁護士福岡則博、弁護士尾崎悠吾、弁護士松村隆志

〒665-0845 兵庫県宝塚市栄町2丁目2番1号ソリオ3(5階)

TEL: 0797-87-5606 FAX: 0797-87-7160

HP: <https://www.fukuma-law.com/>

Mail: [office@fukuma-law.com](mailto:office@fukuma-law.com)

執筆: 弁護士尾崎悠吾



## Legal F : Forces for Friends, Families and Fortunes (友人、家族、財産を守る力)

### 令和3年の民法改正について

1. 民法について、令和元年7月に相続関係の改正法が施行され、令和2年4月に債権関係の改正法が施行されたばかりですが、令和3年4月、**共有関係、相隣関係、遺産分割、相続財産の管理・清算等**についての改正法が成立しました(施行日は公布日から2年以内の日とされています)。
2. この改正法では、被相続人名義の遺産が分割されないまま長期間経過して、相続人が多数になったような場合に、遺産分割が円滑に進まないことを防ぎ、合理的に遺産分割が処理できるようにするために、相続開始の時から10年を経過した後にする遺産分割については、特別受益と寄与分の規定が適用されないとされており、**相続開始時から10年を経過している**と、**家庭裁判所での遺産分割においては特別受益と寄与分を考慮した具体的相続分を主張することができず、法定相続分による遺産分割が行われること**になります(改正民法904条の3本文)。
3. もっとも、**相続開始時から10年を経過する前に家裁裁判所に対し遺産分割の調停(審判)を申し立てていた場合には、特別受益と寄与分を考慮した具体的相続分による遺産分割を行うことができると**されています(改正民法904条の3但書)。
4. この関係で、相続開始の時から10年を経過した後に遺産分割調停(審判)の申立ての取下げがされると、その後に行う遺産分割では**具体的相続分によることができなくなる**ことから、**遺産分割の調停(審判)の申立ての取下げは、相続開始の時から10年を経過した後は、相手方の同意を得なければ効力が生じないと**されています(改正家事事件手続法199条2項、同法273条2項)。
5. この遺産分割の改正法は、**施行日前に相続が開始した遺産分割についても適用すると**されており、この場合、「**相続開始時から10年を経過する時又は改正法施行時から5年を経過する時のいずれか遅い時**」までに遺産分割の調停(審判)を申し立てたときには**具体的相続分による遺産分割ができます**が、その時まで**に申し立てないと、法定相続分によること**になります(改正民法附則3条)。
6. ところで、判例上、遺産分割における相続人の権利を保護するために、**遺産共有の解消は、地裁が管轄する共有物分割訴訟の判決で命じることはできないと**され、家裁が管轄する**遺産分割手続によるべき**であるとされており(最高裁昭和50年11月7日判決)、改正法では、**共有物の全部又はその持分が相続財産に属する場合において、共同相続人間で当該共有物の全部又はその持分について遺産分割をすべきとき**(AとBが不動産を共有していたが、Aが死亡し、その相続人がCとDであり、物権共有と遺産共有が併存するとき等)は、**裁判所は共有物分割訴訟の判決で分割を命じることはできないと**され、判例が明文化されました(改正民法258条の2第1項)。
7. もっとも、その例外として、**共有物の持分が相続財産に属する場合に、相続開始時から10年を経過したときは、その持分について共有物分割ができると**されました(改正民法258条の2第2項本文)。
8. この場合でも、上記持分について遺産分割調停(審判)の申立があり、相続人が裁判所から上記共有物分割の請求があった旨の通知を受けた日から**2ヶ月以内に裁判所に異議の申出をしたときは、共有物分割ではなく、原則どおり遺産分割による**とされています(改正民法258条の2第2項但書、第3項)。
9. 今回の改正法施行後の遺産分割は注意が必要です。